

○法政大学大学院特定課題研究所に関する規程

規定第672号

一部改正 2006年 5月31日 2008年 8月 1日
2014年12月24日

(設置)

第1条 本学大学院に法政大学大学院特定課題研究所（以下「特定課題研究所」という。）を設置する。

(目的)

第2条 特定課題研究所は、法政大学受託研究取扱規程に基づき受け入れた受託研究費及び教育研究等に関する寄付金取扱規程に基づき受け入れた寄付金（以下「学外資金」という。）を事業運営費とし、社会的要請の高い学問分野での学際的共同研究を推進し、本学の自主的研究活動及び新しい教育研究分野の開拓に資することを目的とする。

(事業)

第3条 特定課題研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果の公表
- (3) 研究会、セミナー、シンポジウム、寄付講座等の企画及び開催
- (4) 大学院学生の研究支援
- (5) その他の研究活動

(設置手続)

第4条 特定課題研究所の設置は、研究代表者（本学専任教員）からの申請に基づき、大学院委員会の議を経て、総長が決定する。

- 2 特定課題研究所の設置期間は、設置日の属する年度を1年目とし、5年目の3月31日までとする。
- 3 設置期間終了後の延長は不可とする。特定課題研究所が延長を希望する場合には、新規に設置申請を行うものとし、設置が決定された場合には、特定課題研究所の名称を継続して使用することができる。
- 4 この規程に定めるものの他、設置、運営、廃止、延長等に必要な事項は、別に定める。

(所長の選任)

第5条 各特定課題研究所に所長を置く。

- 2 所長は、大学院委員会の議を経て、総長が選任する。
- 3 所長の任期は、当該特定課題研究所の設置期間とする。
- 4 所長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所長の任務)

第6条 所長は、特定課題研究所の事業を統括し、特定課題研究所を代表する。

- 2 所長は、毎年度終了後1か月以内に研究開発センターに、当該年度の事業報告書を提出し、大学院委員会の議を経て、総長の承認を得なければならない。ただし、次の第3項に該当するものは、その限りではない。
- 3 所長は、設置期間終了後1か月以内に研究開発センターに事業報告書及び研究成果を提出し、大学院委員会の議を経て、総長の承認を得なければならない。
- 4 所長は、特定課題研究所において学外資金を受け入れる場合には、本規程及び運用細則並びに各学外資金関連規程に従って手続きを行わなければならない。研究員及び大学院特任研究員から徴収する研究参加費等については、特定課題研究所が特に機関管理を希望する場合を除き、大学に対する申請手続きは不要とする。

(研究員)

第7条 特定課題研究所に研究員を置く。

- 2 研究員は、特定課題研究所の事業活動に参加する本学の専任教員、大学院客員教員及び外国人客員教員をもってあてる。
- 3 研究員の委嘱及び解嘱は、特定課題研究所長の推薦を得て、総長が行う。

(大学院特任研究員)

第8条 特定課題研究所の事業実施上必要と認められる場合には、大学院特任研究員として委嘱することができる。

- 2 大学院特任研究員の委嘱及び解嘱は、特定課題研究所長の推薦を得て、総長が行う。
- 3 大学院特任研究員に関する細目は、別に定める。

(研究補助員)

第9条 特定課題研究所の事業実施上必要と認められる場合には、研究補助員を置くことができる。

- 2 特定課題研究所における研究補助員に関する細目は、科学研究費補助金等競争的資金研究補助員に関する規程を準用する。

(会計)

第10条 特定課題研究所の会計は、「学校法人法政大学経理規程」に則って処理する。

- 2 特定課題研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(研究成果の公表及び評価)

第11条 特定課題研究所は、研究の成果を学術論文又は単行本で公表するものとする。

- 2 特定課題研究所は、設置期間終了時に、自己点検・自己評価を行うものとする。

(発明又は著作に関する権利)

第12条 特定課題研究所における研究、調査に基づく発明又は著作に関する権利の帰属や利用については、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、総長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2001年5月24日から施行する。
- 2 この規程は、2006年5月31日から第4条第3項、第4項を一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2008年8月1日から一部改正施行する。
- 4 2008年7月31日までに設置された特定課題研究所については、第4条第2項の定めにかかわらず、設置時に承認された設置期間終了日までを設置期間とする。
- 5 この規程は、2014年12月24日から一部改正施行する。

(追48)